

Coupa 標準発注書条件

第1条（総則）

発注者は、このCoupa標準発注書条件（以下「本条件」という。）に従い、発注書に定める商品又は役務（以下総称して「本商品等」という。）を受注者に発注（以下「本発注」という。）する。

第2条（本契約）

1. 本発注に基づく発注者及び受注者間の売買契約又は業務委託契約（以下総称して「本契約」という。）は、発注者の発行する本発注に係る発注書（FAX・メールの電信手段による意思表示を含み、以下「本発注」という。）に対する受注者の注文請書（FAX・メールの電信手段による意思表示を含む。以下同じ。）が発注者に到着した時に成立する。ただし、本契約が工事請負契約にあたる場合を除き、本発注書の受注者への到着から5営業日（営業日とは、発注者の営業日をいう。以下同じ。）以内に受注者からの注文請書が発注者に到着しなかった場合には、受注者が発注者の発注を承諾したものとみなす。
2. 本発注に係る本商品等（本契約の目的物、成果物その他の本契約に基づき受注者が発注者に引き渡すべきものを含み、以下同じ。）の具体的内容、代金、納期、規格、設計、荷姿その他本契約の遂行に必要な諸条件等は、本発注のほか、本契約に関して発注者及び受注者間で取り交わす、注文請書、図面、付属契約書、仕様書、指図書その他の書面（以下総称して「仕様書等」という。）の定めるところによる。
3. 本条件の定めと仕様書等の定めに矛盾又は抵触がある場合は本条件の定めが優先するものとし、本契約に適用される発注者及び受注者間の取引基本契約（以下「基本契約」という。）がある場合で各々の定めに矛盾又は抵触があるときは基本契約、本条件、仕様書等の順に優先して適用するものとする。ただし、支払条件については本条件第11条の定めを最も優先して適用するものとする。

第3条（再委託の禁止）

1. 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得ることなく、本商品等の納入又は履行（以下総称して「納入等」という。）の義務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
2. 前項に基づき受注者が本商品等の納入等の義務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、受注者の義務及び責任は何ら軽減されるものではなく、受注者は、本契約に基づいて受注者が負う義務を当該第三者に課しこれを遵守させなければならない。
3. 受注者は、再委託先による本商品等の納入等により発注者に損害が生じた場合には、これを賠償する責を負うものとする。

第4条（支給品）

1. 発注者は、本商品等の納入等に関し必要があるときは、受注者に対し物品（電気、水等

の用役を除く。以下「支給品」という。)を支給することがある。

2. 受注者は、発注者から無償で支給品の引渡しを受けたときは、善良な管理者の注意をもってその保管及び使用にあたるものとし、受注者の責に帰すべき事由により当該支給品に滅失、毀損等の事故が発生したときは、その費用及び責任において、発注者の指定した期間内に代品を提供し、又はその損害を賠償しなければならない。
3. 受注者は、本商品等を納入等するにあたり支給品を用いるときは、当該支給品について、受注者の費用及び責任において、品質保証の義務を履行するための妥当性を検査又は試験しなければならない。ただし、発注者がその裁量により検査又は試験を免除した場合はこの限りではない。
4. 発注者及び受注者は、発注者の都合により支給品の品目、数量、納期等について、相当の変更があり、このため所定の期日までに本商品等の納入等を完了できないと予想されるときは、発注者の書面による承諾を条件に納期を延期することができるものとする。
5. 受注者が本契約の履行を完了した場合又は本契約が理由の如何を問わず解除された場合で、不要になった支給品若しくは使用済の貸与品があるときは、受注者は受注者の費用負担で、支給品又は貸与品を速やかに発注者の指定する場所に返還するものとする。
6. 発注者が受注者に対して支給品を有償で支給する場合は、支給品の売買に関して、発注者と受注者との間で別途書面による合意を締結するものとする。

第5条（納入等）

1. 受注者は、納期までに本商品等の納入等ができないおそれがあるときは、発注者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。
2. 受注者が納期までに本商品等の納入等を完了しなかったときは、受注者は発注者に対し、発注者の被った損害（発注者が負担した合理的な弁護士費用等を含み、これに限られない。）を賠償しなければならない。なお、本契約が工事請負契約にあたる場合は、発注者は受注者に対して、本項第一文に基づく損害賠償に加えて、延滞日数1日につき請負代金の1,000分の1に相当する違約金を請求することができる。
3. 本商品等の分割納入は、発注者の書面による事前承認がない限り、これを行うことができない。

第6条（検査）

1. 受注者は、本商品等の納入等の時までに、発注者が定める方法により、事前出荷通知を発注者に提出するものとし、発注者は、本商品等の納入等の日から15営業日以内に、事前出荷通知の内容に基づき検査を行なうものとする。
2. 発注者は、前項の検査の結果、本商品等に契約不適合（第4項で定義するものをいう。）がないことを確認した場合には、検査合格を証する書面（以下「検査合格書」という。）に記名押印の上、これを受注者に交付し、当該交付をもって本商品等の納入等が完了したものとする。なお、本発注書を電子データにより発行した場合は、発注者が検収デー

タを登録し受注者が検収完了通知を受領することにより、本商品等の納入等が完了したものとみなす。

3. 前二項にかかわらず、本商品等の検査に関して発注者及び受注者間で予め別段の合意をしたときは、当該合意に従い検査が合格した時点をもって、本商品等の納入等が完了するものとする。
4. 発注者は、本商品等に契約不適合（種類、品質、数量又は権利に関して本契約の内容に適合しないことをいい、仕様書等との不一致、論理的誤り、納入された本商品等の数量・品質・荷姿・外観等の本来あるべき機能・品質・性能・状態の不足を含むが、これらに限られない。以下同じ。）があると判断する場合、受注者に対し、発注者の指定する期日までに、発注者の選択に従い、受注者の費用負担において本商品等の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し等による履行の追完を請求することができる。
5. 契約不適合により本商品等を納入等できない場合又は受注者が前項に規定する期限までに発注者の請求した方法での履行の追完をしなかった場合には、発注者は、本契約を解除することができ、また、受注者に対し、代金の減額を請求すること又は発注者が被ったすべての損害の賠償を請求することができるものとする。
6. 本商品等の所有権は、本商品等の納入等の完了時に受注者から発注者に移転する。

第7条（危険負担）

本商品等についての滅失又は損傷の危険は、前条に基づき本商品等の納入等が完了するまでは受注者が負担し、本商品等の納入等の完了までに発注者又は受注者いずれの責にも帰することのできない事由により本商品等が滅失又は毀損したときは、発注者は代金の支払を免れる。

第8条（報告及び調査）

発注者はいつでも、受注者による本商品等の履行状況の報告並びに製造、品質等の管理上の資料等の提出を受注者に求め、又は受注者の工場、管理方法等の実態を立入調査することができる。この場合、受注者は発注者に協力しなければならない。

第9条（関係書類の提出）

受注者は、本商品等に関するSafety Data Sheet等の法令で定める関係書類を、常に実態と合致する記載内容に保ち、当該関係書類に変更又は更新があった場合には、速やかに発注者に対し最新版を提供しなければならない。

第10条（契約不適合）

1. 発注者は、本商品等の納入等が完了した日から1年（本契約が工事請負契約にあたる場合は5年）以内に契約不適合を発見して受注者に通知した場合、受注者に対して、発注者の指定方法による受注者の費用負担での履行の追完、代金減額又は当該契約不適合に起因して発注者が被った損害の賠償を請求することができる。

2. 第1項に定める期間を経過した場合であっても、その契約不適合が受注者の故意又は重過失によって生じたものであるときは、発注者は受注者に対し、本商品等の納入等の完了から10年又は発注者が契約不適合を知ったときから5年のいずれか早い時まで、前二項に掲げる請求をすることができるものとする。
3. 発注者が定める期間内に受注者が発注者の指定した方法での履行の追完ができない場合、当該契約不適合に起因して発注者が被った損害について、受注者は賠償の責を負うものとする。
4. 前各項の定めは、発注者による本契約の解除を妨げない。
5. 本契約においては、民法第562条から第566条まで及び商法第526条の規定は適用しないものとし、民法第637条第1項の規定は契約不適合責任の期間については適用しないものとする。

第11条（代金の支払条件）

本契約に基づく発注者の受注者に対する代金の支払いは、第6条に規定する本商品等の納入等の後、本発注書に記載の支払条件に従い、発注者が、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。また、振込手数料は、発注者の負担とする。なお、受注者は、本商品等の納入等の後、速やかに、発注者に対し請求書を発行するものとする。ただし、本契約が下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける場合には、上記にかかわらず納入等の日から60日以内に支払うものとする。

第12条（秘密保持義務）

1. 受注者は、本商品等に関し、文書・口頭その他方法の如何を問わず発注者が開示した一切の情報及び資料（以下「秘密情報」といい、原油、精製油、石油製品、化学品、樹脂、潤滑油その他のサンプルを含む。）を、すべて秘密として取り扱うとともに、受注者は以下の各号の条件に従うものとする。
 - （1）受注者は第三者に対して秘密情報を開示し又は漏洩してはならず、かつ本契約の履行以外の目的に使用してはならない。
 - （2）受注者は、受領した秘密情報を加工・評価したもの、本商品等の納入等の事実、発注者の出光設備基本設計基準（IBDS）、出光標準仕様書（ISS）、基本設計データ（BEDD）、検査データ、運転データ、P&ID、プロット図、データシート、機器図面、配管図、架構図、基礎図、計算書、打合せ議事録、過去の検討資料、検討内容、仕様書等その他周辺情報など発注者より提供された資料も秘密情報として取り扱うものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当することを受注者が書面により証明できる情報又は資料については、秘密情報から除外するものとする。
 - （1）発注者から開示を受けた時、既に公知又は公用であったもの。
 - （2）発注者から開示を受けた時、既に自ら保有していたもの。
 - （3）発注者から開示を受けた後、受注者の責めに帰さない事由により公知になったもの。

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
- (5) 発注者が、受注者に対し書面により秘密保持の義務を解除したもの。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、裁判所、行政機関等による法令、判決、決定、命令、又は金融商品取引所の規則等に基づき開示を強制された場合、受注者は、当該裁判所、行政機関又は金融商品取引所等に対して秘密情報を開示できるものとする。この場合、受注者は、当該事実を知り得た日から速やかに開示前に発注者に通知するものとし、開示を避けるために可能な限り努力し、その結果適法に開示を命じられた部分に限り開示を行うものとする。また、受注者は、開示に際しては、発注者の指示に従って当該秘密情報が秘密として保護されるように適切な措置を講じなければならない。
- 4. 発注者は、本契約の履行のための必要最小限度を超えて、秘密情報を複製又は複写してはならない。
- 5. 本契約が終了したとき又は発注者から要求があったときは、受注者は直ちに、発注者の指示に従い、秘密情報が記載された資料（前項に基づき作成した複製物及び複写物を含む。）を発注者に返還又は廃棄するものとし、廃棄する場合は、発注者の求めに応じその旨を証する書面を発行するものとする。
- 6. 受注者は、本契約の終了後といえども、本条に基づく義務を負うものとする。
- 7. 受注者は、本条に定める義務に違反したことにより発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 8. 受注者は、本条に定める義務を受注者の役員及び従業員並びに再委託先にも遵守させるものとし、その履行につき一切の責任を負うものとする。

第13条（第三者の知的財産権）

- 1. 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、営業秘密その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下総称して「知的財産権」という。）の対象となっている支給品、貸与品、作業材料、設備、機器又は作業方法等（以下「作業材料等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2. 本商品等が第三者の知的財産権を侵害したという理由により、発注者又は発注者の関係会社（以下「発注者等」という。）が第三者から損害賠償請求等の請求を受けた場合には、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するものとし、受注者は、受注者の責任と負担において当該紛争を解決するものとする。
- 3. 前項の紛争により発注者等が損害を被った場合には、受注者は、発注者等に対し、当該損害（発注者等が負担した合理的な弁護士費用等を含み、これに限らない。）を賠償するものとする。

第14条（知的財産権）

- 1. 発注者は、受注者に対し、本契約の履行に関し、発注者が権利を保有し又は発注者が第三者から許諾された知的財産権その他の権利を実施、利用又は使用（以下総称して「使

用等」という。) させることがある。

2. 受注者は、前項の知的財産権の使用等又は本商品等の納入等に関連して、発明・考案・意匠の創作等（以下総称して「発明等」という。）をなした場合には、その内容及び経緯等を直ちに発注者に書面により通知し、発明等に係る産業財産権の帰属及び出願又は登録の可否を含め、その取扱いを協議の上、決定するものとする。なお、受注者は、発注者の書面による事前承諾を得ることなく、当該発明等についての産業財産権の出願をしてはならない。
3. 前項の協議の結果、受注者に帰属することになった産業財産権について、受注者は、発注者に対し、無期限のサブライセンス付きの非独占的实施権を許諾する。なお、かかる許諾の対価は、本契約の代金に含まれるものとする。
4. 本商品等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び受注者又は第三者が本契約とは関係なく保有する著作物の著作権を除き、第11条に基づき発注者から受注者に本契約の代金の全額が支払われた時に、受注者から発注者に移転するものとし、かかる受注者から発注者への著作権移転の対価は、本契約の代金に含まれるものとする。
5. 受注者は、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、本商品等に関する著作権及び著作者人格権等の一切の権利を行使しないものとする。

第15条（損害賠償）

受注者は、本契約に違反したことにより発注者に損害（発注者が負担した合理的な弁護士費用等を含み、これに限らない。）を与えた場合は、これを賠償する責任を負うものとする。

第16条（損害保険）

1. 受注者は、発注者との間で別段の合意をした場合には、本契約に関して、発注者との合意内容に従い損害保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、前項に基づき付与した保険について、発注者の要求があった場合は付保証明書又はその写しを発注者に提出するものとする。

第17条（権利の譲渡等の禁止）

発注者及び受注者は、相手方の書面による事前承諾なくして、本契約から生じる地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならず、また、本契約から生じる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、承継させ、又は担保の用に供してはならない。

第18条（反社会的勢力排除）

1. 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、相手方に対して何らの通知又は催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、かかる解除権の行使は、解除者の被解除者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（以下「暴対法」とい

う。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。),暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。),暴力団準構成員,暴力団関係企業,総会屋,社会運動標榜暴力集団,政治活動標榜暴力集団,特殊知能暴力集団若しくはこれらと密接な関係を有する者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)である場合,又は暴力団等であった場合。

- (2) 本条第3項に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して,相手方に対して,詐術,暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して,自身が暴力団等である旨を伝え,又は関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して,相手方の名誉や信用等を毀損した場合,又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して,相手方の業務を妨害した場合,又は妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (7) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど,不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有している場合。
 - (8) 暴力団等に対して資金等を提供し,又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有している場合。
 - (9) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
 - (10) 暴対法に違反した場合。
2. 発注者及び受注者は,前項により本契約を解除した場合には,相手方に損害が生じたとしても,これを一切賠償する責任はないことを確認する。
3. 発注者及び受注者は,本契約の成立日において,自己又は自己の役員(業務を執行する従業員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団等でないことを表明し,かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第19条(本契約内容の一部変更)

- 1. 発注者又は受注者は,本契約内容の一部について変更を行おうとする場合,その変更の内容,理由等を明記した書面をもって相手方に申し入れる。
- 2. 前項の変更の申し入れがあった場合,発注者及び受注者は,当該申入れの日から7営業日以内に当該変更内容及び可否につき協議を行う。なお,かかる協議が調わない間も,発注者及び受注者は特段の事情がない限り,変更前の条件に従って本契約を履行できるものとする。
- 3. 前項の協議の結果,変更の内容が代金額,納期又はその後の本契約の履行に影響を及ぼす重要事項と発注者及び受注者が判断した場合,発注者は変更発注書(FAX・メールの電信手段による意思表示を含む。以下同じ。)により本契約の変更内容を通知するものとし,変更後の本契約は,変更発注書に対する受注者の注文請書が発注者に到着した時

に成立する。ただし、本契約が工事請負契約にあたる場合を除き、変更発注書の受注者への到着から5営業日以内に、受注者からの注文請書が発注者に到着しなかった場合には、受注者は発注者の発注変更を承諾したものとみなす。

4. 第2項の協議の結果、変更の内容が代金額、納期又はその他取引条件に影響を及ぼすものである等の理由により、発注者が本契約の続行を中止するときは、発注者は本契約を解除することができる。

第20条（本契約の解除等）

1. 受注者が次の各号の一に該当するときは、発注者は、何らの通知・催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。
 - (1) 本商品等の納入等がたびたび遅延し、若しくはその能率が著しくあがらないとき、又は本契約に基づく受注者の義務が履行される見込みがないとき。
 - (2) 受注者が正当な理由なく本契約の履行を拒絶し、又は本契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 受注者（第3条に基づく再委託先を含み、以下本条において同じ。）又は受注者の従業員が本契約の定めの一にでも違反をしたとき、又はその行為により発注者若しくは第三者に損害を及ぼしたとき。
 - (4) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 受注者の行為によって発注者の信用、名誉が害される等により発注者・受注者間の信頼関係が破綻したとき。
 - (6) 受注者の財産について差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てがあったとき、又は公租公課滞納処分を受けたとき、その他著しく信用を失墜したと認められるとき。
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (8) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき。
 - (9) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき。
 - (10) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行が困難と認められるとき。
 - (11) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (12) 受注者が第17条の規定に違反して、代金の支払請求権を譲渡したとき。
2. 前項の定めは、発注者が民法の定めに従い本契約を解除することを妨げない。
3. 発注者による解除権の行使は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。ただし、第1項第10号の場合はこの限りでない。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、発注者は、受注者に対する1か月前までの通知により、いつでも本契約を解約することができる。
5. 本契約が、受注者の責めに帰すべき事由により期間途中で終了した場合には、受注者は発注者に対し、既履行部分についての代金を請求することができない。

第 2 1 条（生産中止等）

受注者は、本商品等の生産又は販売の中止又は終了を希望する場合は、当該中止又は終了日の 6 か月前までに発注者に通知するものとする。

第 2 2 条（管轄裁判所）

発注者及び受注者は、本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 2 3 条（誠実協議）

本契約に関して本条件に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者及び受注者間で誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

制定 2025年 7 月 1 日 新規制定